第明治三十五種郵便物認可　三十一日

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和４年４月１日

（契約責任者）

中日本高速道路株式会社　八王子支社

支社長　荒井　靖博

◎調達機関番号　418　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　中央自動車道（特定更新等）稲荷坂橋床版取替工事（2021年度）（電子入札（郵送入札）対象案件）

⑶　工事場所

中央自動車道　富士吉田線

自）東京都八王子市宇津木町

至）東京都八王子市裏高尾町

⑷　工事内容　本工事は、中央自動車道（八王子ＩＣ～八王子ＪＣＴ間）の稲荷坂橋（上下線）の床版取替を行う工事である。

⑸　工事概算数量

床版取替工　約1.0千㎡

鋼構造物の製作　約55ｔ

塗替塗装　約2.0千㎡

支承取替　約20基

詳細設計　１式

⑹　工期　契約締結日の翌日から1,350日間（週休２日制モデル工事）

⑺　本工事は、全ての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。

⑻　本工事は資料の提出、入札を電子入札システム又は郵送で行う工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき契約責任者に届出を行い、郵送による紙入札方式によることができる。

⑼　本工事は、申請時に設計図書に参考として示した図面及び仕様書において品質・安全・工程等に関する技術提案及び入札書を求め、技術提案を審査して技術評価点が50点以上の者を選定し、選定された者の入札書の開札を行い、契約制限価格の範囲内の入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする「施工技術競争型総合評価方式」の適用工事である。

技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の大きな変更を伴う提案は「不適格」とすることがある。

⑽　本工事は、電子契約によることができる。ただし、外国の企業で日本国内における商業登記が未登記により電子証明書を取得できない場合はこの限りではない。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）

⑾　契約制限価格を上回った場合の取扱い

本工事の競争入札では、見積協議方式を適用する。

見積協議方式とは、全ての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合に、総合評価点の最も高い者などの特定の１者を協議相手として選定し、会社の設計価格の算出方法と協議の相手から提出された入札価格の算出方法との相違点を確認するための協議を行った上で相手の入札価格で契約を締結した後、工事施工中に施工実態を調査し、協議で確認対象となった項目との差異を確認し、差異のあった項目について契約変更を実施する方式をいう。

なお、協議の相手から提出された入札価格で契約を締結することが不合理と認められる場合は、協議相手を選定しない場合がある。

⑿　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置は認めない。

⒀　週休２日制モデル工事　本工事は、週休２日を前提とした工事費及び工期を確保した「週休２日制モデル工事」（発注者指定方式）である。工事期間内において週休２日を達成した場合は、工事成績評定において加点評価の対象とする工事である。

発注者は、週休２日を達成するための費用として、当初積算時及び設計変更時に、「週休２日制モデル工事における積算方法について」（https://contract.c-nexco.co.jp/point/）により計上するものとする。

⒁　本工事は、工事の契約締結に伴い、関連する工事の調査、設計及び施工を約定した基本契約を契約締結し、基本契約に基づいて本工事を契約締結することを条件とした工事である。

基本契約に含まれる工事概要は以下のとおりとし、詳しい内容は、特記仕様書の補足事項又は設計図面の参考資料として示す内容とする。

①　基本契約名

中央自動車道（特定更新等）八王子ＩＣ～八王子ＪＣＴ間床版取替工事（2021年度）

②　基本契約対象工事の工事場所

中央自動車道　富士吉田線

自）東京都八王子市宇津木町

至）東京都八王子市裏高尾町

③　基本契約対象工事の工事内容

本工事は、中央自動車道（八王子ＩＣ～八王子ＪＣＴ間）の稲荷坂橋（上下線）、城山川第一橋（上り線）、城山川第二橋（上り線）の計３橋の床版取替を行う工事である。

④　基本契約対象工事の概算数量

床版取替工　約2.5千㎡

鋼構造物の製作　約235ｔ

塗替塗装　約2.5千㎡

支承取替　約55基

詳細設計　１式

⑤　基本契約対象工事の工期

契約締結日の翌日から2,310日間（週休２日制モデル工事）

2　競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、八王子支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。

⑵①　単体の場合　「令和３・４年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、「橋梁補修工事」の資格を有し、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,250点以上である者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該資格の再認定の際に「橋梁補修工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,250点以上であること。）であること。

②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「令和３・４年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、「橋梁補修工事」の資格を有し、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上である者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。再認定を受けた者にあっては、当該資格の再認定の際に「橋梁補修工事」の資格を有し、当該資格に係る経営事項評価点数が1,150点以上であること。）の２者又は３者で構成された共同企業体であること。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　次表に示す地理的条件に該当する者であること。

地理的条件　制限無し（全国）

⑸　施工実績　平成18年度以降に元請としてしゅん功認定された、次表に示す項目ごとの同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績が、中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功認定された工事（旧日本道路公団（以下「旧ＪＨ」という。）が発注し、平成18年度以降にしゅん功認定された工事を含む。）である場合にあっては、請負工事成績評